別紙 BR-S1

（作成日：平成 21 年 6 月 22 日）
（最終更新日：令和８年４月１日）

# ブラジル向け輸出水産食品（食品衛生）の取扱要綱

## １．目的

この要綱は、ブラジル向け輸出水産食品について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和２年財務省・厚生労働省・農林水産省令第１号）第３条に基づく衛生証明書の発行、第 16 条及び第 20 条に基づく適合施設の認定並びに第 21 条に基づく定期的な確認に関する手続を定めるものである。

## ２．定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

（１）ブラジル向け輸出水産食品：我が国からブラジルに輸出される食用の水産動物及びそれらの加工品であって、別添１に記載されているもの（ただし、ブラジル政府が、別途、衛生証明書の添付を求めるものは、それを含むものとする。）

（２）認定施設：ブラジル向け輸出水産食品を最終加工（未加工品にあっては最終保管）する施設であって、本要綱に基づき認定されたもの

（３）認定施設責任者：認定施設において、本要綱の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人

（４）証明書発行機関：北海道厚生局、東北厚生局、関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局（本要綱において「地方厚生局」と総称する。）並びに登録認定機関（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）に定める登録認定機関をいう。本要綱において同じ。）であって、ブラジル向け輸出水産食品の適合施設の認定等を業務とするもの

（５）食品監視安全課：厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課

（６）HACCP に基づく衛生管理：食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。本要綱において「法」という。）第 51 条に規定する食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組

（７）ブラジル向け輸出二枚貝：我が国からブラジルに輸出される食用の二枚貝及びその加工品

（８）ＥＵ向け取扱要綱：英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水

産食品の取扱要綱

３．施設の認定に係る手続

（１）認定申請

ブラジル向け輸出水産食品を最終加工（未加工品にあっては最終保管）する施設の認定を希望する者（本要綱の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人）は、（２）の要件を確認するために必要な書類を添付し、必要な手数料とともに、別紙様式１により別表の申請先に申請する。なお、申請手続にあたっては、別添５を参照すること。

（２）施設の認定要件の審査

認定申請を受理した証明書発行機関は、提出のあった書類により、以下のアからウまでのいずれか、かつエの要件に適合するかの審査を行い、審査の結果、問題がない施設については、地方厚生局にあっては、別紙様式２－１を、登録認定機関にあっては、別紙様式２－２を食品監視安全課に提出すること。

ア．法第 55 条に基づく営業許可を有し、又は法第 57 条に基づく営業届出を行っている施設であること。

イ．条例等に基づき、食品製造等の営業許可を有すること又は営業に係る届出等を行っている施設であること。

ウ．食品衛生監視員による監視指導を受けていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設（食品衛生監視票の場合は、採点成績が 90 点以上のものに限る。）であること。

エ．HACCP に基づく衛生管理が行われていること。

（３）施設の認定

食品監視安全課は、（２）により提出があったときは、認定番号を付与し、ブラジル政府に対し、日本の認定施設としての公表を要請する。

ブラジル政府から公表完了の報告を受けた食品監視安全課は、当該認定施設の名称、認定番号及び輸出品目等を記載した認定施設リストを農林水産省のホームページ上で公表するとともに、証明書発行機関及び都道府県等衛生部局に通知する。

なお、当該リストに記載された施設については、公表時点以降、本要綱に基づく認定施設として取り扱うこととする。

（４）認定施設に関する認定事項の変更等

認定事項の変更を希望する認定施設責任者は、別紙様式３により別表の申

請先に申請する。なお、申請手続にあたっては、別添５を参照すること。

申請を受理した地方厚生局にあっては、別紙様式２－１を、登録認定機関にあっては、別紙様式２－２を食品監視安全課に提出すること。施設の認定の変更の連絡及び公表は、（３）に準じて手続を行う。

（５）認定の廃止申請

施設の認定の廃止を希望する認定施設責任者は、別紙様式４により別表の申請先に申請する。

申請を受理した地方厚生局にあっては、別紙様式２－１を、登録認定機関にあっては、別紙様式２－２を食品監視安全課に提出すること。施設の認定の廃止の連絡及び公表は、（３）に準じて手続を行う。

（６）認定施設の定期確認

ア．地方厚生局は、管内の認定施設に対し、（２）に規定する要件を満たしていること等について、年に１回以上の頻度で別添６の点検表により定期的な現地確認を行い、結果を当該施設に通知すること。また、認定施設がブラジル政府へ登録している有効な品質表示ラベルを有する場合には、あらかじめ日本語訳等の提出を求め、ブラジル政府に登録された内容に従って製造、包装等されていることを確認すること。なお、現地確認を行う場合は、必要に応じ、都道府県等衛生部局の協力を得ること。

イ．地方厚生局は、当該確認において認定要件に係る問題を発見した場合には、改善指導を実施し、衛生証明書の発行停止を行う等必要な措置をとるとともに、食品監視安全課を通じて登録認定機関に連絡すること。

（７）認定の取消し

次のいずれかに該当することが判明した場合には、証明書発行機関又は食品監視安全課は、認定施設の取消しを行うことができる。

ア．（６）の定期確認の結果、（２）の要件に適合しなくなったと認める場合において、認定施設責任者に対し、これを改善すべきことを求め、かつ、その求めによってもなお改善されないとき。

イ．認定施設責任者又は当該施設と関連ある者が、本要綱に基づく手続き等において不正を行ったことが判明したとき。

ウ．その他相当の理由があると認められるとき。

施設の認定の取消しの連絡及び公表は、（３）に準じて手続を行う。

４．衛生証明書の発行手続

（１）衛生証明書の発行申請

輸出者は、ブラジル向け輸出水産食品の輸出の都度、別添３に規定する官能検査を別添４の手続により行い官能検査基準に適合することを確認した上で、別紙様式５に下記の書類を添付し、誓約事項を了承の上、必要な手数料とともに、別表の申請先に提出すること（ウについて申請時に提出できない場合にあっては、遅くとも証明書発行日までに提出すること。）。なお、電子メールによる申請を行うときは、別添２によること。

ア．インボイスの写し。

イ．パッキング・リストの写し。

ウ．船荷証券（BL）又は航空貨物運送状（AWB）の写し。

エ．製品に貼付する品質表示ラベルがブラジル政府へ登録している有効な品質表示ラベルであることを示す書類（登録ラベルの写しを含む。）及びブラジル向け輸出水産食品に貼付された品質表示ラベル（貨物に貼付された品質表示ラベルの写真等）。

オ．官能検査等実施記録

なお、品質表示ラベルの登録手続については、ブラジル農務省のホームページのオンラインシステムにより、事業者が行う必要がある。
https://www.gov.br/agricultura/pt-br/assuntos/inspecao/produtos-animal/empresario/registro-de-produtos-rotulagem

（２）衛生証明書の発行要件の審査

申請を受理した証明書発行機関は、下記の要件全てに適合することを審査する。

ア．認定施設に由来するものであること。

イ．関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第２条第１項第４号の「内国貨物」であること。

ウ．ブラジル政府へ登録している有効な品質表示ラベルとブラジル向け輸出水産食品に貼付された品質表示ラベルの記載内容が一致していること。

エ．品質確認者が実施した官能検査結果が、別添３に規定する官能検査基準を満たしていること。

オ．ブラジル向け輸出二枚貝の場合は、ＥＵ向け取扱要綱の「９ホタテガイ等二枚貝の適合区域の指定等」に基づく衛生要件等を満たしたものであること。

（３）衛生証明書の発行

証明書発行機関は、（２）の審査を行った結果、問題がないと判断したときは、別添７に示す事項に留意しつつ別紙様式６－１及び別紙様式６－２の証明書に必要事項を記入の上、原本を輸出者に発行するとともに、その写しを保存する。

（４）証明書発行実績の報告

証明書発行機関は、前年度の証明書発行件数等（輸出証明書発給システムを用いて発行され、または、輸出証明書発給システムに証明書情報が入力されたものを除く。）について、別紙様式８により新年度の４月末日までに食品監視安全課に報告すること。なお、発行実績がない場合もその旨、報告すること。

（５）証明書発行の取消し等

ア．輸出者は、予定していた輸出が中止になる等の理由により衛生証明書が不要となった場合には、別紙様式７により発行を受けた証明書発行機関に発行の取消しを申請するとともに、既に当該証明書を受領している場合にあっては、速やかに発行を受けた証明書発行機関に返却すること。この場合において、証明書発行機関の長は、中止された輸出に関する証明書の返却が確認されるまで、当該輸出者に対して新たな証明書の発行を行わないものとする。

イ．証明書発行機関は、輸出者から、衛生証明書の発行後に記載内容に変更が生じた旨の相談があった場合には、貨物等の状況を確認するとともに、証明書の差し替えを行う場合には、以下の事項に留意すること。

① 証明書の発行番号は発行済みの証明書の発行番号と異なる番号とすること。

② 証明書の左上部に発行済みの証明書の発行番号及び発行日並びに発行済みの証明書を差し替えるものである旨を記載すること。（例：Issued in lieu of certificate No. KR0122BBR00001 dated 31/01/2022.）

（６）官能検査の強化

ブラジルの食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡をブラジル政府から受けるなど、輸出貨物に問題が発生した場合は、証明書発行機関による輸出の都度の官能検査によって、別添３の２．に掲げる官能検査基準を満たしていることを確認することができる。

ただし、問題点の原因究明及び改善措置について、証明書発行機関を通じ食品監視安全課あて報告し、改善されたと判断された場合にあっては、食品監視安全課の指示により、官能検査の強化を解除することができる。

（７）衛生証明書発行の停止

証明書発行機関は、下記のいずれかに該当する場合には、食品監視安全課と協議の上、当該輸出者に対する衛生証明書の発行を停止することができる。

ア．提出書類の記載内容が虚偽又は不実であると認められる場合又はその疑いがある場合。

イ．過去に交付を受けた衛生証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者に衛生証明書を交付した際に、衛生証明書の適正使用が確保されないと判断される場合。

ウ．その他相当の理由があると認められる場合。

なお、食品監視安全課は、輸出者に対する衛生証明書の発行を停止した場合には、当該情報を直ちにブラジル政府あて連絡するとともに、農林水産省のホームページ上で公表する。

５．その他

（１）認定施設責任者及び輸出者自らの衛生管理について

認定施設責任者及び輸出者は、ブラジルの衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、適宜モニタリング検査を実施する等により、ブラジル向け輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努めること。

（２）申請の審査に係る調査

食品監視安全課及び証明書発行機関は、本要綱に基づく申請の確認等にあたり、申請者に対し、必要と判断される追加資料の提出を求めることができる。

附　則（令和７年３月 28 日付け健生発 0328 第７号）

１　この要綱は、交付の日から施行する。

２　４（１）の手数料の規定は、令和７年４月１日以降に申請される証明書について適用し、令和７年４月１日より前に申請される証明書については、なお従前の例による。

附　則（令和７年８月 28 日付け健生発 0828 第７号）

１　この要綱は、令和７年９月１日から施行する。